

○ 平日以外の尼崎税務署の開庁日

平成 25 年 2月 24 日(日) 及び 3月 3 日(日) については、尼崎税務署を開庁しています。

なお、取扱業務は「確定申告書用紙の交付」、「申告相談（電話相談を除く）」、「確定申告書の收受」、「納付相談」のみとなります（上記以外の土日祝日は開庁していません。）。

○ 納税は期限内に

納期限 ⇒ 申告所得税：平成 25 年 3 月 15 日(金) / 消費税(個人事業者)：平成 25 年 4 月 1 日(月)

- ・ 納付が遅れますと、納期限の翌日から本税完納の日までの期間について、延滞税がかかります。
- ・ 確定申告により納付すべき金額の 2 分の 1 以上を平成 25 年 3 月 15 日(金) までに納付すれば（振替納税利用の場合は、振替日に振替納付することで）、残りの額を 5 月 31 日(金) まで延納することができます（申告所得税のみ利用可能）。

ただし、延納期間中は、延納税額に対して利子税がかかります。

《 納税には便利な「振替納税」をご利用ください！ 》

振替納税は、金融機関の預貯金口座から、自動的に引き落とされる **便利・安心・確実** な制度です。

是非、この機会にご利用ください。「納付書送付依頼書兼預貯金口座振替依頼書」にご記入の上、金融機関等又は、税務署に 3 月 15 日（消費税のみのご利用は 4 月 1 日）までに提出してください。

	申告所得税	消費税（個人事業者）
振替納付日	平成 25 年 4 月 22 日（月）	平成 25 年 4 月 24 日（水）

○ 平成 25 年度分個人市民税・県民税申告書の提出について

1 受付期間（必ず期間内に提出してください）

平成 25 年 2 月 18 日(月)～平成 25 年 3 月 15 日(金)

2 提出が必要な人

平成 25 年 1 月 1 日現在、市内に住所がある人は提出が必要です。市外に住所がある人でも、平成 25 年 1 月 1 日現在、市内に事務所や事業所、家屋敷を持っていれば必要です。

市役所からのお知らせ

※ただし、次に該当する人は提出不要です。

- ① 税務署に平成 24 年分所得税の確定申告書を提出する人
- ② 平成 24 年中の合計所得金額が基礎控除額（33 万円）以下の人
- ③ 平成 24 年中の所得が給与や年金（企業年金含む）のみで、支払者（会社や日本年金機構など）から市役所へ支払報告書が提出されている人

なお、①に該当しなくなった人（年金収入 400 万円以下で他の所得 20 万円以下の人）も、②または③に該当すれば提出不要です。※所得税の還付や損失を繰り越す人は税務署に確定申告書を提出してください。

3 提出方法

提出が必要と考えられる人のご自宅へは申告書を郵送させていただきますので、**必要事項をご記入の上、必要書類を添えてご返送願います**（申告期間になっても届かず上記「2」に該当される場合は、お手数ですがお電話でお問合せください。）。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、受付会場を右記のとおり設けていますので、可能な範囲で申告書をご記入の上、会場へお越しください。

受付会場の混雑が予想されますので、**申告はできるだけ郵送でお願いします**（期間内に届くようにお送りください。）。

受付会場	受付日
市役所南館 2 階ロビー	2/18(月)～3/15(金)※平日のみ
大庄支所 2 階ホール	2/21(木)
立花支所 3 階ホール	2/26(火)
武庫支所 3 階ホール	2/27(水)
園田東会館 2 階会議室	2/27(水)
園田支所 3 階ホール	2/28(木)～3/1(金)
小田支所 3 階ホール	3/7(木)～3/8(金)

※ 時間：9 時～17 時 30 分…駐車場のない会場もありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用下さい。

4 提出書類

平成 25 年度分個人市民税・県民税申告書、源泉徴収票等、社会保険料（国民年金保険料など）控除証明書、生命保険料控除証明書、平成 24 年中に支払った医療費の領収書など、収入や支払金額のわかる書類（申告書以外はコピーで可）

5 その他

所得税の確定申告書を提出された場合は個人市民税・県民税申告書の提出を省略できますが、個人市民税・県民税申告書の提出をもって所得税の確定申告書の提出を省略することはできませんのでご注意ください。

問い合わせ先：市役所市民税課 TEL 06-6489-6246 ~ 6248

確定申告会場のお知らせ

相談等は尼崎税務署のほか、次の会場でも行っています。

○ 開催場所及び日程（開催場所の詳細は、下の「確定申告会場案内図」をごらんください。）

会場名 所在地	2 月																	3月	
	4	5	6	7	8	12	13	14	15	18	19	20	21	22	25	26	27	28	1
	月	火	水	木	金	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
武庫地区会館 3階ホール 尼崎市常吉1-2-8 (尼崎市バス「武庫支所」バス停すぐ)				○	○						○	休館	○	○					
園田地区会館 2階ホール 尼崎市東園田町4-12-4 (尼崎市バス「園田地区会館」バス停すぐ)	○	○													○	○	休館	○	○
尼崎商工会議所 7階 701会議室 尼崎市昭和通3-96 (阪神尼崎駅から北へ徒歩5分)						○	○												

- ※ 会場の開設時間は午前10時～正午、午後1時～午後4時までです。
- ・ 開設日は「○」印の日です。土・日・祝日は開設しておりません。
 - ・ 2月15日（金）までの開設日については、所得税の還付申告の方が対象となっています。
 - ・ 各会場とも相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談を行っていません。
 - ・ 各会場の受付は、混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ・ 各会場の駐車場は狭いので、できるだけお車でのご来場はご遠慮ください。
 - ・ 電話でのお問い合わせは、**尼崎税務署(TEL06-6416-1381)**に電話していただいた後、アナウンスに従い電話機を操作してください。
 - ・ 前年分の申告書の控えなどをご持参ください。
 - ・ 各会場とも大変混雑します。できるだけご自宅でe-Taxをご利用いただくか、確定申告書等を作成していただき、郵送等でご提出ください。

「確定申告会場案内図」



- ◎ 平成24年分の所得税及び贈与税の確定申告書の提出期限は、**平成25年3月15日（金）**です。
- ◎ 個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限は、**平成25年4月1日（月）**です。

※ **尼崎税務署における相談等は午後5時までですが、なるべく早めにお越しください!!**



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。

作成が終わったら

インターネットで送信

www.nta.go.jp

確定申告 検索

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書等が作成できます。

e-Tax・確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、
e-Tax・作成コーナー e-コクゼイ
ヘルプデスク ☎0570-01-5901

【受付時間】
○ 平成 25 年 1 月 15 日(火)～3 月 15 日(金) 午前 9 時～午後 8 時
(注) 土日及び祝日を除きます。ただし、2 月 17 日、24 日、3 月 3 日、10 日の各日曜日に
ついては、上記受付時間でのご利用が可能です。
○ 上記以外の期間 午前 9 時～午後 5 時
(注) 土日、祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日はご利用になれません。

所得税の確定申告 e-Tax ならこんなにいいこと

e-Tax を利用すると・・・

e-Tax とは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取得しておけば(オンラインで取得できます。)、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Tax を利用し自宅から税務署に送信できます。

最高 3,000 円の税額控除

平成 24 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、平成 25 年 3 月 15 日(金)までに e-Tax で行うと、所得税額から最高 3,000 円の控除を受けることができます(平成 19 年分から平成 24 年分の間でいずれか 1 回)。

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院等の名称、支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から 5 年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています(3 週間程度に短縮。)

24 時間受付

所得税の確定申告期には、24 時間 e-Tax の利用が可能です。

・ e-Tax の受付時間(送信可能時間)

平成 25 年 1 月 15 日(火)から所得税の確定申告期限の平成 25 年 3 月 15 日(金)までは、24 時間 e-Tax の利用が可能

- (注 1) 1 月 15 日(火)は、午前 8 時 30 分から利用が可能です。
(注 2) 土日及び祝日もご利用いただけますが、毎週月曜日の午前 0 時～午前 8 時 30 分まではメンテナンスのためご利用になれません。
(注 3) 3 月 15 日(金)の 24 時を過ぎて受信した平成 24 年分の所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますので、ご注意ください。
インターネット環境によっては、送信に時間を要する場合がありますので、余裕をもってお早めに送信願います。

※送信した申告等データは、即時通知及び受信通知に表示される「受付日時」に到達したものとみなされます。

電子証明書の有効期限は 3 年です！

電子証明書の有効期限は 3 年です！

電子証明書の有効期限は3 年間です。有効期限が切れた場合には、電子証明書を取得した市役所等の窓口において、更新手続きが必要になります。

詳しくは、電子証明書を取得した市区町村へお問い合わせください。

更新手続き後、更新した電子証明書は e-Tax への再登録が必要です。

- ※1) 住基カード取得時に同時に電子証明書の発行を申請すれば、カードの中に電子証明書が格納されます。
※2) カードに表記されているのは住基カードの有効期限(10 年)です。電子証明書の有効期限(3 年)ではありませんので、ご注意ください。



電子証明書の有効期限の確認方法について

電子証明書の有効期限を確認するには、ご自宅のパソコンで IC カードリーダー/ライターに住民基本台帳カードを挿入し又は接触させ、利用者クライアントソフトの機能から有効期間を表示させることができます。利用者クライアントソフトのバージョンによって確認方法が異なりますので、ご注意ください。

電子証明書の更新後は電子証明書の再登録が必要です！

電子証明書の有効期限が切れた場合や引越しなどにより電子証明書の更新を行った方は、更新した電子証明書を e-Tax に再度登録する必要があります。

確定申告書等作成コーナーをご利用になる場合は、作成コーナートップページの「申告書の作成を開始」ボタンから操作を始めると、電子証明書の再登録とともに所得税の確定申告書なども作成できますので、便利です。

e-Tax・eLTAX 利用推進協議会

尼崎商会議所、近畿税理士会尼崎支部、公益社団法人尼崎納税協会、尼崎納税貯蓄組合連合会
尼崎市、兵庫県阪神南泉民局西宮県税事務所、尼崎税務署